

第のまゝに此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ、今此に大御神の授
賜ふ時を以云はゞ、鏡第一なることは更なり、次には劍、其次に玉なるべし。○中略然はあれども
天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしまゝの物にましませ
ば、傳持給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり、後世に神璽と申す
は、此玉の御事なり。

〔三種神符考格〕この三くさの御寶の次第を、人々の心々さまゝにあげつらひまつれど、實は大御神○天照の大御心を、いかで凡夫の身のはかなきさとりもて推量りまつるべき、既に云如く、もとは三種共に、邇々藝命の皇御國を恵らし給へるにつきて、大御神より傳へ授け給へる御璽にて、こは食國を保ち給ふに此神璽なくてはかなふまじき由の御言は、記事記○古紀○日本書共に見えずして、實は唯皇御孫命の天降ますにつきて、くさぐの御品はいづれなるも天津神の作りましゝ物にて、又有難きくすしき御寶なれば、皇御孫をいつくしみおもほし給ふ御心より、五伴緒の神たちに添給ひて傳へ授け給へるなめれば、いづれを第一第二などきはやかなるけぢめはあらざるべし、されど強て試みに申まつらば、御玉御鏡御劍とも次第まつるべきか、然思ひとらるゝ由は、記紀共に旬玉を第一に載たるか上に、記紀又共に岩屋戸の中枝なる御鏡を第二とし、御劍は此二くさよりもやゝ後の物なる故に第三とはいへるなり、されどかくあげつらひまつるも、すべてうけばりていへるには非す、後學猶考ふべし。

〔古事記上〕爾天照大御神、高木神之命以、詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜、降坐而知看、爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答白、僕者將降裝束之間子生出名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命、此子應降也、此御子者、御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命、生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命桂二也、是以隨白之、科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦